

防 災 業 務 計 画

令和4年5月

東日本高速道路株式会社

目 次

第1編 総則	-----	1
第1章 目的	-----	1
第2章 構成	-----	1
第3章 修正	-----	1
第4章 定義	-----	1
第5章 防災の基本方針	-----	2
第2編 災害予防	-----	3
第1章 災害に強い道づくり	-----	4
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害への備え	-----	5
第3章 防災上必要な教育及び訓練の実施	-----	7
第4章 お客さま等に対する防災知識の普及	-----	7
第3編 災害応急対策	-----	8
第1章 災害発生前の対応	-----	8
第2章 道路通行規制の実施	-----	8
第3章 災害発生後の対応	-----	8
第4章 道路機能の確保等	-----	9
第5章 災害時における広報	-----	10
第4編 災害復旧	-----	11
第1章 災害復旧	-----	11
第5編 大規模地震の地震防災強化計画	-----	11
第1章 地震防災応急対策に係る措置	-----	11
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	-----	13
第1章 南海トラフ地震臨時情報発表時に係る措置	-----	13
第2章 津波への対応	-----	13
第7編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	-----	14
第1章 津波への対応	-----	14
第8編 首都直下地震に係る地震災害対策	-----	14
第1章 非常災害対策本部の設置	-----	14
第2章 非常参集	-----	14
第3章 政府の計画を踏まえた対応	-----	14
第9編 その他（雪害・火山・原子力）の災害対策	-----	15
第1章 雪害対策	-----	15
第2章 火山災害対策	-----	15
第3章 原子力災害対策	-----	15

第1編 総則

第1章 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第39条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震法」という。）第5条及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法」という。）第6条の規定に基づき定める防災業務計画であって、東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が管理又は建設する道路（以下「高速道路」という。）において、防災に関しとるべき業務の大綱を定めることにより、防災対策の総合的かつ有機的な推進を図り、もって高速道路を災害から保護するとともに災害時における道路交通を確保して、当該道路が災害時においてもその社会的役割を充分果たすことを目的とする。

第2章 構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としている。第1編の総則に続いて、第2編を災害予防、第3編を災害応急対策、第4編を災害復旧とし、災害全般に関し、各段階における諸業務について定めている。また、第5編は大規模地震の地震防災強化計画に係る地震防災応急対策について、第6編は南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策について、第7編は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における地震防災対策について、第8編は首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号。以下「首都直下地震法」という。）に係る地震災害対策について、第9編はその他（雪害・火山・原子力）の災害対策について定めている。

第3章 修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、今後も必要に応じて修正を加えていくものとする。

第4章 定義

本計画において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

(イ) 災害

災対法第2条第1号に規定する災害をいう。

(ロ) 防災

災対法第2条第2号に規定する防災をいう。

(ハ) 地震災害

大震法第2条第1号に規定する被害をいう。

(ニ) 地震防災

大震法第2条第2号に規定する地震防災をいう。

(ホ) 地震防災応急対策

大震法第2条第14号に規定する地震防災上実施すべき応急の対策をいう。

(ヘ) 地震防災対策強化地域

大震法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。

(ト) 地震防災強化計画

大震法第6条に規定する計画をいう。

(チ) 警戒宣言

大震法第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

(リ) 東海地震予知情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の2第1項に規定する地震に関する情報及び同条第2項に規定する新たな事情に関する情報をいう。

(ヌ) 東海地震注意情報

中央防災会議で決定された東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画に基づく東海地震注意情報をいう。

(ル) 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震法第3条第1号の規定により指定された地域をいう。

(レ) 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震法第5条に規定する推進計画をいう。

(ロ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法第3条第1号の規定により指定された地域をいう。

(カ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法第6条に規定する計画をいう。

(コ) 首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震法第3条第1号の規定により指定された区域をいう。

(ク) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合及び観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に気象庁から発表される情報をいう。

第5章 防災の基本方針

会社とグループ会社が協働して防災のハード対策及びソフト対策を総合的に講ずることにより、災害に強い高速道路の形成を図り、防災対策に万全を期すものとする。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において国、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）、地方公共団体等関係機関と一体となって最善の対策をとるものとする。また、防災対策は、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に対して十分配慮しつつ推進するものとする。

第1節 災害予防

災害予防については、次に掲げる内容に関し、未然に災害を防止し、又は災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、平常時から高速道路の保安全管理を強化し併せて、防災に関する調査研究、観測等の推進を図り、防災対策の質的・技術的向上に努めるものとする。

- (イ) 災害に強い道づくり
構造物・施設等の耐震性を確保するなど、災害に強い道づくりを行うものとする。
- (ロ) 防災体制の整備
災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ防災体制の整備を図るものとする。
- (ハ) 大規模災害時の防災体制の確立
大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災体制の確立を図るとともに、関係機関との連携による応援体制の確立及び会社内の応援体制の確立を図り、もって会社の総力を挙げて災害応急対策活動にあたるものとする。
- (ニ) 資機材の確保
災害発生時の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、資機材についてあらかじめ備蓄・調達体制の整備に努めるものとする。
- (ホ) 食料・飲料水等の備蓄
防災活動を行うため必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄もしくは調達体制の整備を図るものとする。
- (ヘ) 防災上必要な教育及び訓練の実施
防災教育、防災訓練等の実施により社員等の資質向上に努めるものとする。
- (ト) お客さま等に対する防災知識の普及
災害発生時の被害拡大防止と避難等に資するため、お客さま等に対し、防災週間や各種の防災関連行事等を通じて防災についての広報活動を行い、防災知識の普及に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

災害応急対策については、次に掲げる事項によるものとする。

- (イ) 災害情報の収集・連絡及び通信の確保
災害発生直後の被害規模の早期把握、災害情報の収集・連絡を迅速に行うとともに、そのための通信手段の確保に万全を期すこととする。
- (ロ) 道路機能の確保
災害発生後、速やかな社員の参集により災害の規模に応じた災害応急対策の推進を図るとともに、緊急輸送や災害応急対策活動のための道路機能を確保するものとする。
- (ハ) 応急復旧
高速道路等の点検等により速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止を図るとともに、被災道路施設の応急復旧をできるだけ早期に実施するものとする。

第3節 災害復旧

災害発生後、速やかに災害復旧計画を策定し、被災道路施設の迅速かつ円滑な災害復旧を実施するものとする。

第2編 災害予防

地震災害、風水害、雪害等の災害に強い高速道路を形成するため、防災のハード対策及びソフト対策を総合的に講じ、防災対策に万全を期すものとする。

第1章 災害に強い道づくり

第1節 通信の機能強化

災害による高速道路の通信機能の寸断を最小限にとどめるため、代替性の確保、多重化等の観点から通信のネットワークの整備を図るものとする。

第2節 防災対策の計画的実施

高速道路の災害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に防災対策を実施するものとする。

第3節 特定区間の災害予防

特定区間の災害予防については、次に掲げる事項によるものとする。

(イ) 道路交通危険区間のある道路の災害予防

地すべり、土砂崩落、決壊等の発生する恐れがある高速道路については、防護施設の設置等必要な安全措置をあらかじめ講ずるものとする。また、併せてその特殊性に対応した災害予防、情報連絡等に必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 豪雪地域における道路の災害予防

積雪が特に甚だしい地域における高速道路については、雪害を軽減し、道路交通の確保を図るため、なだれ防止工等の雪害予防施設を整備するほか、除雪用機械の整備、除雪要員の確保等除雪体制の強化を図るものとする。

(ハ) 液状化対策

道路施設の設置にあたっては、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても道路施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとする。

(ニ) 津波災害、火山災害等への対応

市町村の作成する津波災害、火山災害等に対するハザードマップ等により、事前に道路周辺地域の津波災害警戒区域、避難地、避難路等を把握しておくものとする。

第4節 構造物・施設等の耐震性の確保

高速道路及び附帯施設については、災害時の緊急輸送道路としての重要性を考慮し、耐震性の確保に配慮するものとする。また、土構造物、建築物、通信施設、防災関連施設などの構造物、施設等の耐震設計は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は次によるものとする。

(イ) 構造物・施設等の耐震設計にあたっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震動をともに考慮の対象とするものとする。

(ロ) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。

(ハ) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

第5節 災害時支援エリアの整備

災害時に災害応急対策活動の進出拠点あるいはお客さま及び地域住民の一時退避場所等として活用される可能性のある休憩施設について、災害時支援エリアとしての防災機能の整備を推進するものとする。

第6節 防災に関する調査研究

防災技術等の調査研究の推進を図り、防災業務に反映させるものとする。

- (イ) のり面防災技術に関する研究として、地すべり、崩壊等に効果的かつ合理的に対応するために、調査、設計、対策工、観測手法等に関する技術の研究を行うものとする。
- (ロ) 道路構造物の耐震性の向上、液状化に対する盛土の安定性及び耐震補強技術に関する調査研究を行うものとする。
- (ハ) 耐震設計法の調査研究のために地震動の観測及び解析を行うものとする。
- (ニ) 気象障害（降雪、濃霧等）時における良好な交通環境を確保するために、雪崩、除雪、融雪及び視線誘導等に関する技術の調査研究を行うものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害への備え

第1節 防災体制の整備

災害を未然に防止し、並びに災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、次に掲げる必要な防災活動に即応できる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(イ) 大規模災害時の体制

高速道路において、非常かつ重大な災害が発生した場合には、会社が総力を挙げて災害応急対策活動にあたるため、非常災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

(ロ) 災害発生時及び災害の発生する恐れのある場合の体制

高速道路において、災害が発生した場合、または災害の発生する恐れのある場合は、その事象の大小に応じた適切な体制をとるものとする。

第2節 関係機関、関係高速道路会社、協力会社等との連携

関係機関、関係高速道路会社、協力会社等との連携は、次に掲げる事項によるものとする。

(イ) 関係機関との連携

都道府県防災会議、市町村防災会議等に積極的に参加し、平常時から関係機関との連携を強化しておくとともに、連絡体制の整備を図るものとする。

(ロ) 災害発生時の応援協力体制

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、関係機関、関係高速道路会社、協力会社等との応援協力体制について整備を図るものとする。

(ハ) 兼用工作物管理者との連携

兼用工作物管理者と平常時から緊密な連携を保ち、応援協力体制について整備するとともに、災害時には協力して防災活動にあたるものとする。

(ニ) 災害時支援エリアの活用

被災地の救援・救助等その支援に係る関係機関と、災害時支援エリアの活用について

連携・協力を努めるものとする。

第3節 道路通行規制の実施基準の整備

道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは予想される場合における道路通行規制の実施基準をあらかじめ定めるものとする。

第4節 災害情報・通信システムの整備

災害時における災害情報の収集・連絡、提供に資するため、次に掲げる収集・観測機器、通信施設、情報提供施設等の整備を推進するものとする。

(イ) 収集・観測機器

機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプター、衛星通信システムの車載型地球局等の情報収集手段を整備し、その活用体制の整備を図るものとする。また、地震計、雨雪量計等の観測機器を計画的に整備するとともに、定期的な点検に努めるものとする。

(ロ) 情報通信施設

災害時における情報通信の重要性を考慮し、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信システムの活用等の伝送路の多ルート化等による情報通信施設の防災対策の推進を図るものとする。また、災害時の情報通信手段の確保については、平常時よりその確保に努めるものとし、その整備及び運用・管理にあたっては、次の点を十分考慮するものとする。

(1) 伝送路の多ルート化等

災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(2) 無線設備

災害時の通信の確保を図るため、平常時から無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に努めるものとする。また、関係機関が実施する通信訓練等に積極的に参加するものとする。

(3) 移動通信系

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意するものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくものとする。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制、至急通話の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。

(4) 携帯電話

災害時における携帯電話・衛星携帯電話等の移動通信の活用体制について整備を図るものとする。

(5) 災害時優先電話

通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所について周知しておくなど災害時に有効に活用できるよう努めるものとする。

(6) 通信施設の管理・運用体制

通信施設については、平常時から管理・運用体制を構築しておくとともに、災害時の通信手段を確保するため、緊急点検方法をあらかじめ確立しておくものとする。

(ハ) 情報提供施設

お客さまに対する災害情報の提供のため、道路交通情報提供施設の整備を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集・連絡体制について、休日・夜間等の勤務時間外を含めて整備を図るとともに、その周知を徹底するものとする。

第6節 各種資料の整備保全

円滑な災害応急対策を行うため、あらかじめ施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。また、平常時から防災関連情報の収集、蓄積を行い、総合的な防災関連情報を網羅した防災管理図の作成に努めるものとする。

第7節 資機材の確保

災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、資機材を備蓄するとともに、調達方法について確立を図ることにより資機材の確保に努めるものとする。

第8節 防災中枢機能の確保等

災害応急対策等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとする。また、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるものとする。

第9節 食料・飲料水等の備蓄

災害対策本部の運営に必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保し、調達体制についても整備するよう努めるものとする。

第3章 防災上必要な教育及び訓練の実施

第1節 防災教育の実施

社員等の防災に関する知識の修得及び災害時における迅速かつ的確な対応能力の向上を図るため、防災に関する研修の充実と推進を図るとともに、国、地方公共団体等関係機関が実施する講習会等に積極的に参加するものとする。

第2節 防災訓練の実施

防災訓練の実施については、次に掲げる事項によるものとする。

(イ) 防災訓練の実施

国、機構、地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を、原則として年1回実施するものとする。

(ロ) 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うにあたっては、災害の想定を明らかにするとともに、非常参集訓練、情報の収集・伝達訓練、非常災害対策本部設置運営訓練、災害応急対策訓練等実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。

第4章 お客さま等に対する防災知識の普及

第1節 防災知識の普及

道路防災週間、防災週間等の防災関連行事を通じて、お客さま等に対し、災害の危険性を周知させるとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

第2節 防災に関する広報

お客さま等に対する防災知識の普及にあたっては、インターネット、機関紙の活用、チラシ、パンフレットの配布、ポスター、横断幕、懸垂幕、看板の掲示、ビデオ等を活用するものとする。

第3編 災害応急対策

第1章 災害発生前の対応

災害が発生するおそれがある場合、適切な警戒措置を行い、必要に応じ応急対策を講ずるものとする。

第2章 道路通行規制の実施

道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは予想される場合には、道路通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 災害発生後の対応

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保等

災害が発生した場合、災害情報等の収集・連絡を迅速に行うものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害状況の早期把握を行うものとする。

第2節 災害情報の収集・連絡

災害情報の収集・連絡については、次に掲げる事項によるものとする。

(イ) 災害情報等の把握と連絡

(1) 地震災害

地震が発生した場合、まず高速道路の地震計情報等により、道路通行規制状況等について把握し、また気象庁による地震情報、津波情報等及びテレビ、ラジオ等の地震情報により、地震の規模及び範囲について把握するものとする。

(2) その他災害

災害が発生した場合、災害の規模、範囲、道路通行規制状況等の災害情報について把握するものとする。

(ロ) 被害状況の早期把握

災害発生後、高速道路の概括被害状況等被害の規模を推定するための関連情報の収集を行い、順次、内容及び精度を高めるものとする。また、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集や画像情報の利用による被害状況の把握を行うものとする。

(ハ) 関係機関との情報交換

被害情報、災害応急対策活動状況等に関し、関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

(三) 窓口の一元化

災害情報の収集・連絡にあたっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における災害応急対策活動、関係機関との情報交換等に支障をきたさないよう配慮するものとする。

第3節 通信手段の確保

災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、災害発生後直ちに、必要に応じて業務用通信回線、衛星通信回線等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた場合、速やかに施設の復旧を行うものとする。

第4節 活動体制の確立

活動体制の確立は、次に掲げる事項によるものとする。

(イ) 活動体制

災害が発生した場合、速やかな関係社員の参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(ロ) 関係機関との連携

国、機構、地方公共団体等関係機関と緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ハ) 応援協力

(1) 災対法第30条、第31条、第80条等に基づき、必要かつ可能な場合は関係機関と相互に応援協力を行うものとする。

(2) 人命又は財産保護のため必要があるときは、災対法第80条第2項に基づき都道府県知事に自衛隊の応援派遣の要請を依頼し、必要な措置を講じるものとする。

第5節 災害時支援エリアの活用

被災地の救急・救命等の進出拠点としての災害時支援エリアの利用の要請等に対しては、連携・協力するものとする。

第4章 道路機能の確保等

道路機能の確保等については、次に掲げる事項によるものとする。

第1節 道路交通規制

警察機関が行う道路交通規制に当たっては、警察機関、関係道路管理者及び関係機関と密接な連絡と調整を図るものとする。

第2節 応急復旧等

高速道路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路交通の確保に努めるものとする。また、災害時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、以下に留意のうえ緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するものとする。

(イ) 障害物の除去

路上の障害物の除去について、状況に応じて警察機関、消防機関等と協力し、必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 災害時における車両の移動等

災害発生時において、車両その他の物件により緊急通行車両の通行帯確保が困難となり、緊急の必要があると認められる場合には、災対法第76条の6に基づき、機構に措

置を求め、道路管理者による障害物排除を実施するものとする。

(ハ) 応急復旧

高速道路が被災した場合において、道路交通の確保及び被害の拡大を防ぐため、必要があるときは、仮道、仮橋、締切工等の災害応急対策を迅速に施行する等被害状況に応じた適切な応急復旧を行うものとする。

(ニ) 人員・資機材の確保

協力会社等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等の災害応急対策に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(ホ) 関係機関との情報交換

障害物の除去、応急復旧等の災害応急対策の実施状況について、必要に応じ関係機関と密接な情報交換を行うものとする。

第3節 高速道路が緊急交通路又は緊急輸送道路に指定された場合の措置

高速道路が都道府県公安委員会において緊急交通路に指定されたとき、又は国、地方公共団体等関係機関から、緊急輸送道路や迂回路に指定されたときは、これに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。

この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等料金徴収業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

第5章 災害時における広報

災害時において、お客さま及び地域住民が、非常事態に即応して適切な措置をとり得るよう、高速道路に関する正確な情報を、次に掲げる手段により速やかに道路の情報提供施設や報道機関等を通じて提供するものとする。

第1節 お客さまへの情報提供

お客さまが安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を、速やかにお客さまに提供するものとする。

(イ) 道路交通情報提供施設等による情報提供

災害、非常事態時の対応、道路通行規制等に関する情報を、インターネット、道路交通情報提供施設及び看板による標示等により、お客さまに提供するものとする。

(ロ) マスメディア等による情報提供

道路通行規制、迂回路等の道路交通情報を、ラジオ、テレビ等のメディアを活用してお客さまに提供するものとする。

(ハ) お客さまセンターによる情報提供

災害発生後、お客さまからの問い合わせに対しては、お客さまセンターにて適切に対応するものとする。

第2節 地域住民等への情報提供

高速道路の被害状況、道路通行規制状況、復旧状況とその見通し等災害に関する正確な情報を、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関及びインターネットを通じて地域住民等に提供するものとする。

第3節 関係機関との情報交換

情報の公表及び広報活動の際、必要に応じ国、機構、地方公共団体等関係機関と情報交換を行うものとする。

第4編 災害復旧

第1章 災害復旧

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、次に掲げる事項に基づき迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

第1節 災害復旧計画の策定

(イ) 災害復旧計画

災害発生後、速やかに被害状況、原因等を調査し、災害復旧のための工法等の災害復旧計画を策定するものとする。

(ロ) 兼用工作物等の管理者との協議

被災施設が兼用工作物である場合、又は隣接した施設が被災により高速道路に重大な影響を及ぼす場合等は、当該管理者と早急に協議して災害復旧計画を定めるものとする。

第2節 再度災害の防止

被災施設の復旧にあたっては、原型復旧を基本としつつも、災害の再度防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

第3節 災害復旧の促進

災害復旧計画策定後、速やかに予算措置を講じ、復旧工事を迅速かつ円滑に実施するものとする。

第4節 がれきの処理

被災により生じたがれきの処理にあたっては、関係機関と調整のうえ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、並びに地域住民及び作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第5編 大規模地震の地震防災強化計画

大規模地震に関する高速道路に係る地震防災強化計画は、次に定めるところによる。なお、本編に定めのない事項については、第2編から第4編による。

第1章 地震防災応急対策に係る措置

大規模地震に関する地震防災応急対策に係る措置は、次に掲げる事項によるものとする。

第1節 防災体制の構築

(イ) 体制の構築

警戒宣言が発せられたときは、地震警戒本部を設置するものとする。なお、東海地震注意情報が出されたときは適切な体制を構築するものとする。

(ロ) 非常参集

休日・夜間等の勤務時間外に警戒宣言が出された場合、関係社員は速やかに非常参集を行うものとする。

第2節 関係機関との協力体制

地震防災体制の実施にあたって、警察、関係高速道路会社、関係機関等と情報共有を図るとともに密接な強化連携をとり、相互協力を行うものとする。

第3節 地震発生に備えた人員、資機材等の配備手配

- (イ) 東海地震注意情報発表時には、資機材保有量及び確保可能量の確認並びに協力会社等との連絡確認を行うものとする。
- (ロ) 警戒宣言発令時には、地震発生後の道路施設等の点検、応急復旧等を迅速かつ的確に実施するため、人員、資機材等の配備手配を行うものとする。この場合においては、関係高速道路会社、関係機関等からの出動の依頼を受けることにも備えるものとする。

第4節 警戒宣言時等の広報

東海地震注意情報発表時には、東海地震注意情報が発表された旨を提供し、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供装置等により提供するものとする。警戒宣言発令時には、警戒宣言、道路交通規制状況、その他お客さまに密接に関係ある事項等の緊急広報を実施する。緊急広報等の実施にあたっては、次に掲げる方法によりその実施に努めるものとする。

- (イ) 走行中のお客さまに対しては、道路交通情報板、路側放送
- (ロ) 長大トンネル内を走行中のお客さまに対しては、トンネル内ラジオ再放送設備、拡声放送設備
- (ハ) 休憩施設等を利用中のお客さまに対しては、情報ターミナル、拡声放送設備、屋内放送設備
- (ニ) インターネット、電話による問い合わせに対する応答及びハイウェイテレホン
- (ホ) その他緊急広報を実施するうえで有効と認められるもの

第5節 道路交通対策等

(イ) 道路交通対策

警戒宣言が発せられた場合の高速道路の道路交通対策については、都県公安委員会が行う流入の制限等の措置等に協力するものとする。また、関係機関が行う車両の走行の抑制に係る措置等にも協力するものとする。

(ロ) お客さまへの措置等

- (1) 警戒宣言時の運転者のとるべき行動について定め、周知を図るものとする。
- (2) 警戒宣言後の事故車の排除については、路肩排除等最小限の措置をとるものとする。

第6節 道路・施設等に関する対策

(イ) 営業中の高速道路

東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合には、道路巡回等により道路状況の把握に努めるものとする。

(ロ) 社屋、通信施設等

東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合には、通信施設、予備電源、社屋、食料及び飲料水の点検等に努めるものとする。

(ハ) 建設又は補修工事中の高速道路

- (1) 東海地震注意情報が発せられた場合は、直ちに工事を中止できる準備を行う。また、転倒、落下防止等も必要に応じて開始する。

- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、原則として工事を中断するものとし、必要に応じて転倒、落下防止等の措置をとるものとする。これらの措置を行う場合においては、作業員等の安全に配慮するものとする。

第7節 お客さま等に対する広報

お客さま等に対しては、道路防災週間、防災週間等の防災関連行事を通じて、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時においてとるべき行動等についての必要な情報に関し、効果的な広報に努めるものとする。

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震防災対策推進地域内の高速道路に係る地震防災対策推進計画は、次に定めるところによる。なお、本編に定めのない事項については、第2編から第4編による。

第1章 南海トラフ地震臨時情報発表時に係る措置

南海トラフ地震臨時情報発表時に係る措置については、次に掲げる事項によるものとする。

第1節 防災体制の構築

(イ) 体制の構築

南海トラフ地震臨時情報が出されたときは、適切な防災体制を構築するものとする。

(ロ) 非常参集

休日・夜間等の勤務時間外に南海トラフ地震臨時情報が出されたときは、関係社員は速やかに非常参集を行うものとする。

第2章 津波への対応

津波への対応については、次に掲げる事項によるものとする。

第1節 津波に関する情報の収集及び伝達

(イ) 気象庁が発表する大津波警報・津波警報については、迅速に認知及び伝達できる体制の整備を図るものとする。

(ロ) 気象庁が大津波警報・津波警報を発表したときは、高速道路のお客さまに対して、道路情報提供装置等による情報提供に努めるとともに、関係機関と調整の上、津波による被害の危険性がある区域への進入を控えるよう広報を行うものとする。

第2節 避難誘導計画の作成

市町村等の作成するハザードマップ等を活用し、高速道路及び休憩施設等が津波による被害の危険性がある区域に指定された場合、関係機関と調整の上、お客さまの避難誘導計画を作成するものとする。

第3節 道路交通対策

道路交通状況の把握に努めるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき県公安委員会が津波の危険性がある区域の交通規制を行う場合には、協力するものとする。

第4節 防災訓練

防災訓練については、第2編第3章の規定によるもののほか、津波対応に関する訓練を行うものとする。

第7編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の高速道路に係る地震防災対策推進計画は、次に定めるところによる。なお、本編に定めのない事項については、第2編から第4編による。

第1章 津波への対応

津波への対応については、次に掲げる事項によるものとする。

第1節 津波に関する情報の収集及び伝達

(イ) 気象庁が発表する大津波警報・津波警報については、迅速に認知及び伝達できる体制の整備を図るものとする。

(ロ) 気象庁が大津波警報・津波警報を発表したときは、高速道路のお客さまに対して、道路情報提供装置等による情報提供に努めるとともに、関係機関と調整の上、津波による被害の危険性がある区域への進入を控えるよう広報を行うものとする。

第2節 避難誘導計画の作成

市町村等の作成するハザードマップ等を活用し、高速道路及び休憩施設等が津波による被害の危険性がある区域に指定された場合、関係機関と調整の上、お客さまの避難誘導計画を作成するものとする。

第3節 道路交通対策

道路交通状況の把握に努めるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき道県公安委員会が津波の危険性がある区域の交通規制を行う場合には、協力するものとする。

第4節 防災訓練

防災訓練については、第2編第3章の規定によるもののほか、津波対応に関する訓練を行うものとする。

第8編 首都直下地震に係る地震災害対策

首都直下地震緊急対策区域内で大規模地震が発生した時の活動体制については、次に定めるところによる。なお、本編に定めのない事項については、第2編から第4編による。

第1章 非常災害対策本部の設置

震度6強以上の地震が発生した場合、直ちに、非常災害対策本部を設置するものとする。
震度6弱の地震が発生した場合は、これに準じた必要な体制を構築するものとする。

第2章 非常参集

休日・夜間等の勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合は、防災体制の構成員は、速やかに非常参集を行うものとする。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、通信機器が不通となり連絡が取れない可能性が高いことから、非常参集の連絡が無い場合においても自主参集するものとする。

第3章 政府の計画を踏まえた対応

政府が定める首都直下地震に係る緊急対策推進基本計画等に基づき、国土交通省など関係

機関と連携し、適切に対応を行うものとする。

第9編 その他（雪害・火山・原子力）の災害対策

雪害、火山及び原子力の特定災害に対する対策の推進及び対応等については、次に定めるところによる。なお、本編に定めのない事項については、第2編から4編による。

第1章 雪害対策

第1節 豪雪時の対応

豪雪が予想される場合は、事前にお客さまへの注意喚起に努めるとともに、除雪車両の事前応援の実施等適切な準備を行うとともに、「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応するものとする。

第2章 火山災害対策

第1節 関係機関との連携

火山災害に備え、地方公共団体等関係機関との連携体制を構築し、警戒避難体制に関する情報収集に努めるとともに、地域防災計画に基づいて必要な対応を行うものとする。

第2節 火山災害に対する安全性の確保等

高速道路が当該災害において危険であると認められる場合の道路通行規制等に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 原子力災害対策

第1節 関係機関との連携

原子力災害に備え、地方公共団体等関係機関との連携体制を構築し、警戒避難体制に関する情報収集に努めるとともに、地域防災計画に基づいて必要な対応を行うものとする。

第2節 原子力災害に対する安全性の確保等

高速道路が当該災害において危険であると認められる場合の道路通行規制等に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月10日から適用する。